

会津美里会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「会津美里会」とします。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の「絆」を大切に、思いやりと親睦を図り、又ふるさと「会津美里町」の元気、発展を応援することを目的とします。

(会 員)

第3条 本会は、「会津美里町」の出身者及び会津美里町にご縁があり、首都圏及びふるさとを離れて生活し、本会の目的に賛同する方々を会員とします。

2. 準会員 会津美里町在住の方、及び会津美里会の目的にさんどうしていただける方。
準会員の活動その他詳細は別紙準会員規約による。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の「目的」を行うため、次の事業を行います。

- (1)会員相互の親睦に関すること。
- (2)「会津美里町」との交流を図り、ふるさとの発展に寄与すること。
- (3)その他目的遂行に必要なこと。

(役 員)

第5条 本会に次の役員をお願いします。

会長1名 副会長2名 幹事長1名 幹事長代理2名 会計幹事2名 監査幹事2名 事務局長1名 その他 幹事10数名。会長と副会長は、役員会の推薦により総会で承認をうけます。その他の役員は、役員会の推薦で就任し総会で報告します。

(役員任期)

第6条 役員の任期は、1年とし、再任を妨げません。

(会 議)

第7条 本会の会議は、総会及び役員会として、会長が議長となり必要に応じて招集します。

2. 総会は、次の事項を審議・承認します。
 - (1) 会計報告
 - (2) 事業計画
 - (3) その他必要と認めた事項
3. 役員会は、次の事項を審議します。
 - (1) 総会に付議する事項
 - (2) 総会で決定した事項
 - (3) その他本会の運営に関する事項

(相談役及び顧 問)

第8条 本会に相談役と顧問を置くことができ、役員会の承認を得て会長が委嘱します。

(事務局)

第9条 本会の運営を円滑にするため、会長のもとに事務局（住所：中央区日本橋久松町13-4 第11村上ビル6階（株シンク内）を置きます。

(経 費と会計年度)

第10条 本会の事業・運営を行うため必要な経費は、会費、その他の収入をあてます。

2. 会費は、年額2000円とし、会費徴収データを備えます。
3. 本会には、収支データ備え、会計年度は毎年4月1火から翌年3月31日までとします。

附 則 本規約は、本総会の承認後、2013年5月18日から施行します。

附則2 本規約は、本総会の承認後、2016年5月21日から施行します。